

令和4年 第4回定例会

高山村議会会議録

令和4年12月6日 開会

令和4年12月12日 閉会

高山村議会

令和四年第四回〔十二月〕定例会

令和四年第四回〔十二月〕定例会

令和四年第四回〔十二月〕定例会

令和四年第四回〔十二月〕定例会

令和四年第四回〔十二月〕定例会

高山村議会会議録

高山村議会会議録

高山村議会会議録

高山村議会会議録

高山村議会会議録

令和4年第4回高山村議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月6日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
事務局職員出席者.....	2
開会の宣告.....	3
村長挨拶.....	3
開議の宣告.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
議案第1号の上程、説明.....	5
議案第2号の上程、説明.....	5
議案第3号の上程、説明.....	6
議案第4号の上程、説明.....	7
議案第5号の上程、説明.....	8
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	10
議案第7号～議案第14号の一括上程、説明.....	12
陳情書等について.....	18
一般質問.....	18
1番 後藤明宏君.....	18
4番 後藤 肇君.....	21
休会について.....	22
散会の宣告.....	22

第 2 号 (12月12日)

議事日程.....	25
-----------	----

本日の会議に付した事件.....	2 5
出席議員.....	2 5
欠席議員.....	2 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2 6
事務局職員出席者.....	2 6
開議の宣告.....	2 7
陳情第 1 2 号の上程、報告、質疑、討論、採決.....	2 7
議案第 1 号の質疑、討論、採決.....	2 8
議案第 2 号の質疑、討論、採決.....	2 9
議案第 3 号の質疑、討論、採決.....	3 0
議案第 4 号の質疑、討論、採決.....	3 1
議案第 5 号の質疑、討論、採決.....	3 1
議案第 7 号～議案第 1 4 号の質疑、討論、採決.....	3 2
委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について.....	3 8
議員派遣について.....	3 8
閉会の宣告.....	3 8
署名議員.....	4 1

令和4年12月6日（火曜日）

（ 第 1 号 ）

令和4年第4回高山村議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年12月6日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 2号 高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 3号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 4号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5号 高山村税条例等の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6号 令和4年度高山村一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 9 議案第 7号 令和4年度高山村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議案第 8号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第 9号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第10号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第11号 令和4年度高山村土地開発事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第12号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第13号 令和4年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第14号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 陳情書等について
- 日程第18 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
4番	後藤肇君	5番	野上富士夫君
6番	山口英司君	7番	平形眞喜夫君
8番	奈良哲男君	9番	小林進君
10番	林昌枝君		

欠席議員（1名）

3番 林和一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君
会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君	住民課参事	小野恵美君
保健みらい 課長	割田信一君	農林課長	平形英俊君
建設課長	飯塚優一郎君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	金井等君		

事務局職員出席者

議会事務局長 小池正浩 書記 林大生

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから、令和4年第4回高山村議会定例会を開会します。

村長挨拶

議長（林 昌枝君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いいたします。

村長。

村長（後藤幸三君） 皆さん、おはようございます。

師走に入り、何かと慌ただしい中、出席をいただき、大変ありがとうございます。

令和4年第4回高山村議会定例会の開会に当たり、議会招集の挨拶を申し上げます。

師走を迎え、慌ただしい季節を迎えることとなりましたが、公私ともご多用にもかかわらず、ここに高山村議会定例会が開催されますことに心より感謝申し上げます。

今月1日から10日まで、冬の交通安全運動が行われております。今年度から、運転前後のアルコールチェックも事業者へ義務づけられ、飲酒による交通事故の未然防止対策も強化されました。これからは路面凍結も心配されます。師走の何かと慌ただしい時節ではありますが、交通安全には十分留意していただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症は、11月に入ってから、第8波と思われる感染拡大が始まり、11月12日には、群馬県の警戒レベルが2に引き上げられたところでございます。その後も収まりを見せず、現在に至っているところでございますが、今後も感染の拡大と収束を繰り返しながら、当分続いていくのではないかとと思われるので、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた中で、その時々状況を勘案しながら対応をまいりたいと考えております。

9月17日にグランドオープンしたたかやま未来センターさとのわも、現在までは、おおね順調に推移しているものと一応の安堵をしているところでございます。しかしながら、今後は、この運営を軌道に乗せていかなければなりません。気を緩めることなく、努力を重ねてまいりたいと思っております。

また、11月には、村内唯一のスーパーマーケットがなくなるという事態が発生してしまいました。買物弱者にとっては非常に重大な問題であります。新たなスーパーマーケットの誘致なども視野に、なるべく早急に何らかの対策を講じなければならないと考えているところでございます。今後の推移については、全員協議会等で報告をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

さて、本定例会の提出議案ですが、条例の一部改正が5件、補正予算が9件となります。ご審議をお願い申し上げ、議会招集の挨拶とさせていただきます。

開議の宣告

議長（林 昌枝君） 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

会議録署名議員の指名

議長（林 昌枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番、平形眞喜夫議員及び8番、奈良哲男議員を指名します。

会期の決定

議長（林 昌枝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの7日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月12日までの7日間と決定しました。

議案第1号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第3、議案第1号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第1号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

人事院は本年8月8日に、国家公務員の給与について勧告を行いました。民間における賃金の上げを図る動きを反映して、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるとともに、特別給についても引き上げることとされました。

群馬県人事委員会においても、10月14日に県議会、県知事に対し、同様の勧告を行っているところでございます。本村においても、この勧告どおり実施したいというものでございます。

勧告の主な内容ですが、月例給では平均改定率で0.3%、特別給では支給月数を0.1か月分それぞれ引き上げるものとなっております。

本条例の一部改正については、期末手当の年間支給率を0.1か月分引き上げ4.4か月分に、今年度分から改めるものでございます。第1条では令和4年度分、第2条では令和5年度以降分の支給率を定めるものでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

議案第2号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第4、議案第2号 高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第2号 高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

議案第1号と同様に、期末手当の年間支給率を0.1か月分引き上げ4.4か月分に、今年度分から改めるものでございます。第1条で令和4年度分、第2条では令和5年度分以降の支給率を定めるものでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、議案第2号の説明とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

議案第3号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第5、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

議案第1号において説明させていただいたとおり、月例給では若年層を中心に、平均改定率0.3%を、特別給では勤勉手当の支給率を0.1か月分、今年度分から引き上げるものとなります。第1条では令和4年度の勤勉手当支給率及び給料表を改め、第2条では令和5年度以降分の勤勉手当の支給率を定めるものでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、議案第3号の説明とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

議案第4号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第6、議案第4号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第4号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

会計年度任用職員の給料また報酬は、行政職給料表を基として算出されております。また、雇用形態は年度単位であり、雇用時には雇用期間及びその間の給料等の額を明示した雇用契約書を取り交わしているところでございます。

今般、その基としている行政職給料表が改正されたことにより、本来であれば会計年度任用職員の給料等の額も改正されるところではありますが、増額改定はまだしも、減額改定になったときに雇用契約書を下回る額を支給しなければならなくなり、雇用上の問題が生ずることとなります。

そこで、会計年度任用職員については、行政職給料表の改定により給料等の額に変更が生じないよう、当該年度の4月1日時点の行政職給料表により、その額を算出するものと改めるものでございます。

なお、群馬県においても同様の取扱いをしておりますので、申し添えさせていただきます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、議案第4号の説明とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

議案第5号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第7、議案第5号 高山村税条例等の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第5号 高山村税条例等の一部改正について説明を申し上げます。

上位法令である地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されました。これに伴い、高山村税条例等の一部を改正する必要性が生じたので、令和5年1月1日以降の施行分につきまして条例改正するものでございます。

本改正では、住宅借入金等特別税額控除の延長、DV被害者等の住所表示、確定申告書の記載項目の変更、租税条約等の改正による外国人の申告方法の変更が主な内容であり、住宅借入金等特別税額控除は今後申請されるものですが、大幅な増加はないと思われ、その他の改正も税額に影響ない項目が多く、正確な試算はできませんが、税額への影響は少ないと思われまます。

改正の内容につきましては、税務会計課長に説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 税務会計課長。

会計管理者兼税務会計課長（本間尚也君） それでは、私より、高山村税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

先ほど村長の説明にありましたように、今回の改正は、上位法令である地方税法等の一部改正が行われたことにより、第1条で高山村税条例の一部改正を行い、第2条で高山村税条例の一部を改正する条例（令和3年高山村条例第29号）の改正を行うものでございます。

それでは、議案書15ページ、新旧対照表も15ページからご覧ください。

まず、第1条につきましてご説明いたします。

第18条の4第1項の改正は、固定資産税台帳の内容の証明書を交付する場合に、DV被害者等は住所に代わる事項を記載した証明書を交付しなければならないとするものです。

続きまして、第33条第4項及び第6項の改正は、総合課税または分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用するものと改正するものでございます。

続きまして、第34条の9の改正は、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行うとするものです。

続きまして、第36条の2第1項の改正は、公的年金等以外の所得を有しなかったものが配偶者特別控除を受けようとするとき、配偶者が所得税の源泉控除対象配偶者の場合は住民税申告不要となるのと条項のずれを反映するものです。

次に、第36条の3の2の改正は、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受ける者の氏名を追加するものです。

次に、第36条の3の3の改正は、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び16歳超の退職手当等を有する扶養親族を有する者について提出義務を追加し、記載事項に配偶者の氏名を追加するものです。

次に、第73条2第1項の改正は、字句の訂正と固定資産税課税台帳の閲覧に供する情報に、DV被害者等は住所に代わる事項を記載したものを供しなければならないとするものです。

次に、第73条の3第1項の改正は、字句の訂正と固定資産税の記載事項証明書を交付する場合に、DV被害者等は住所に代わる事項を記載した証明書を交付しなければならないとするものです。

附則第7条の3の2第1項の改正は、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しによるものです。

次に、附則第16条の3第2項の改正は、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用するとなるものです。

次に、附則第17条の2第3項の改正は、引用条項の削除に伴う規定の整備です。

次に、附則第20条の2第4項及び第20条の3第4項並びに第6項の改正は、外国居住者等の所得の申告方法の選択による規定の整備です。

続きまして、附則第26条の改正は、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しによる規定の整備です。

次に、第2条につきましてご説明いたします。

こちらにつきましては、去年議決していただきました税条例の一部を改正する条例を適用前に、今回条項の修正するものでございます。その中で、第36条の3の3第1項の改正は、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び16歳超の退職手当等を有する扶養親族を有する者について、提出義務を追加するものです。

次に、附則第2条第2項の改正は、上位法令の改正に伴う規定の整備でございます。

最後に、附則についてご説明いたします。

附則第1条は、施行期日について、令和5年1月1日とし、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致関係につきましては、令和6年1月1日、証明書におけるDV被害者等の住所の取扱いを踏まえた対応関係は、令和6年4月1日とするものです。

次に、附則第2条は、納税証明書に関する経過措置につきまして、DV被害者等の住所の取扱いを踏まえた対応関係は、令和6年4月1日以降に適用するものです。

附則第3条は、住民税に関する経過措置について、条例改正以前の申告書については、なお従前の例とするものです。

附則第4条は、固定資産税に関する経過措置について、DV被害者等の住所の取扱いを踏まえた対応関係は、令和6年4月1日以降に適用するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第8、議案第6号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第6号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に2,509万4,000円を追加し、予算総額を31億225万6,000円とするものでございます。

政府は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対する給付金の支給を決定いたしました。交付対象は、住民税均等割が非課税の世帯及び令和4年中の収入が減少し住民税非課税相当の収入となった世帯で、給付額は1世帯当たり5万円としております。

この給付金を支給するため、本補正をお願いするものでございます。

事項別明細書 8 ページをご覧ください。

給付金の名称は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金で、給付金の総額は 2,230万円、446世帯分を見込んでおります。財源は、事務費等を含め、全額国から交付されることとなっております。

この給付金は、年内にプッシュ型で支給したいと考え準備を進めております。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、議案第 6 号の説明とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

6 番、山口議員。

6 番（山口英司君） 支援給付金2,509万4,000円のうち、仮設事務所借上料25万円、それに続きまして、仮設事務所の電気配線等使用料10万円、これについて、なぜこれが必要なのか、説明を願いたいと思います。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（後藤 好君） 山口議員からのご質問でございます。

予算書中、仮設事務所の借上料、それから電気配線料、これがなぜ必要かということであろうかと思えます。

これにつきましては、先般行われておりました非課税世帯に対する10万円の給付金、これについても同じような取扱いをしておりました。面談をして、課税・非課税、そこら辺の状況等々、本人から聴取をしなければなりません。

非課税世帯、こちらで把握しているものについては、こちらから確認書を提出し、それを返してもらう形でできますけれども、あわせて、家計急変世帯に対しても、この支給を行うこととしております。

この家計急変については、こちらで把握できないものですから、相当個人情報また所得について、細かいところを本人から聞き取りをしなければなりません。この際に、住民、そばにいる方というんですか、そちらに情報が漏れることのないように、別にコンテナを借りて、その中で聴取をしていきたいというものでございます。よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 6 番、山口議員。

6 番（山口英司君） ということは、庁舎内の総務課窓口で対応するというだけでなく、庁舎外にコンテナを借りまして、その中で対応すると、そういう考えでよろしいですか。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（後藤 好君） 山口議員のおっしゃるとおり、そのような形で対応したいと考えております。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号～議案第14号の一括上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第9、議案第7号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第6号）から日程第16、議案第14号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第7号から議案第14号まで、一括して説明申し上げます。

最初に、議案第7号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第6号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に1億4,963万1,000円を追加し、予算総額を32億5,188万7,000円とするものでございます。

主な新規事業について説明させていただきます。

3款2項2目児童措置費及び10款1項3目教育政策費において、子育て世帯応援事業とし

て、高校生以下の子供のいる世帯に対し、一律5万円の現金給付を行います。給付金の総額は2,225万円を見込んでおりますが、ほぼ全額が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として国から交付されております。

4款1項4目母子衛生費では、出産・子育て応援交付金として、妊娠届出時及び出生届提出時を通じて10万円を支給する予算を計上させていただきました。本年度の給付金額は180万円を見込み、国及び県から交付される出産・子育て応援交付金を充てることとしております。

また、前年度決算の確定に伴い、特別会計からの繰入・繰出額を確定するとともに、庁舎建設等基金に1億円を積み立てることいたしました。この積立てにより、庁舎基金の総額は約4億5,000万円となります。

その他の補正の内容につきましては、後ほど総務課長より説明させます。

続きまして、議案第8号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に1,874万5,000円を追加し、予算総額を4億9,309万4,000円とするものでございます。

歳入から、主なものについて説明させていただきます。

事項別明細書6ページをご覧ください。

6項1款1目一般会計繰入金は、給付実績に伴う増額となりますが、7節の未就学児均等割保険料負担金繰入金は、国保加入者で未就学児の均等割保険料が減免されたことに伴う増額分となります。

7款1項3目その他繰越金は、令和3年度決算により繰越額が確定したことによる増額となります。

続いて、歳出ですが、事項別明細書7ページをご覧ください。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、高額療養費給付の増加が見込まれることにより増額となります。

7款1項1目基金積立金は、令和3年度決算の確定により基金への積立金が確定したことにより、増額となります。

9款4項1目他会計繰出金では、令和3年度決算の確定により、過年度財政安定化支援事業繰入金を一般会計へ返還するための増額となります。

続きまして、議案第9号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に161万3,000円を追加し、予算総額を5,765万8,000円とするものでございます。

歳入から説明させていただきます。

事項別明細書 6 ページをご覧ください。

4 款 1 項 1 目繰越金は、令和 3 年度決算により繰越額が確定したことによる増額となります。

続いて、歳出ですが、事項別明細書 7 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の見直しに伴う増額となります。

4 款 1 項 1 目保険料還付金は、科目相違による補正となります。

4 款 2 項 1 目他会計繰出金では、令和 3 年度分保険料の精算金を一般会計へ返還するため増額となります。

続きまして、議案第10号 令和 4 年度高山村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に1,810万7,000円を追加し、予算総額を 5 億1,386万8,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、介護予防サービス利用件数の増加に伴う介護予防サービス費や配食サービス利用食数の増加に伴う地域支援事業・任意事業費の増額をお願いするものでございます。

歳入から、主なものについて説明させていただきます。

事項別明細書 7 ページをご覧ください。

7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金は、介護予防サービス利用者の増加による増加となります。

事項別明細書 8 ページをご覧ください。

7 款 1 項 3 目地域支援事業繰入金は、配食サービス利用食数の増加による増額となります。

7 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金は、令和 3 年度決算により繰越金が確定し、償還金等に余剰が生じたため、減額となります。

8 款 1 項 1 目繰越金は、令和 3 年度決算により繰越額が確定したことによる増額となります。

続いて、歳出ですが、事項別明細書 9 ページをご覧ください。

2 款 2 項 1 目介護予防サービス費は、通所リハビリや福祉用具利用などの利用件数が増加

したことによる増額となります。

3款3項1目包括的支援事業・任意事業費ですが、配食サービスについて、年度当初は1か月の食数が240食程度でしたが、9月には400食と利用食数が増加したことによる増額となります。

事項別明細書10ページをご覧ください。

5款1項2目償還金ですが、令和3年度の決算が確定したことにより、国庫及び県への返還分として増額しており、社会保険診療報酬支払基金支出金分が減額となっております。

5款3項1目他会計繰出金は、令和3年度決算により介護給付費等の精算金を一般会計へ返還するための増額となっております。

続きまして、議案第11号 令和4年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に28万円を追加し、予算総額を8,430万7,000円とするものでございます。

事項別明細書6ページ及び7ページをご覧ください。

今回の補正は、令和3年度決算により繰越金が確定したため、28万円を歳入に計上し、同額を一般会計へ繰り出すものとなります。

続きまして、議案第12号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に105万円を追加し、予算総額を2,912万6,000円とするものでございます。

事項別明細書6ページをご覧ください。

歳入では、1款1項1目一般会計繰入金が施設管理費の電気料の増額補正に伴い86万円の増額、3款1項1目繰越金では、令和3年度決算の確定により19万円の増額となります。

次に、事項別明細書7ページをご覧ください。

歳出において、1款1項1目施設管理費では、物価高騰等により電気料の予算不足が見込まれるため増額を、3款1項1目他会計繰出金では、令和3年度決算により確定した繰越金を一般会計に繰り出すものとなります。

続きまして、議案第13号 令和4年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に791万4,000円を追加し、予算総額を7,244万4,000円とする

ものでございます。

主な補正の内容は、給与改定等による人件費の増額、電気料高騰による水道施設電気料の増額、前年度繰越金確定による計数整理となります。

続きまして、議案第14号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に544万3,000円を追加し、予算総額を1億5,752万1,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、給与改定に伴う人件費の増額、戸別浄化槽修繕費の増額、前年度繰越金確定による計数整理となります。

以上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（後藤 好君） それでは、私のほうから、議案第7号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、本補正での人件費の補正では、給与勧告も反映させたものとなっており、退職手当負担金を含めた人件費は115万5,000円の増額となっております。

また、物価高騰などによる電気料の増額は、約660万円となっております、当初予算の約45%に当たる額となっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

人件費については説明を割愛させていただき、主な項目について説明をさせていただきます。

事項別明細書13ページをご覧ください。

2款1項5目地域おこし協力隊募集事業は、募集効果等を考慮し、東京ビッグサイトにおいて行われた全国的な募集イベントに参加するため、組替えを行うものとなります。

事項別明細書14ページをご覧ください。

2款1項10目ふるさと納税事業は、寄附件数の増加に伴う増額となります。

2款2項2目賦課徴収事務費は、固定資産税の課税誤りがあったため、納税者へ返還するものとなります。

事項別明細書17ページをご覧ください。

3款1項5目福祉医療システム経費は、来年度から高校生年代の医療費を福祉医療の対象とすることに伴う事前準備の費用となります。

事項別明細書は17から18ページとなります。

3款2項2目子育て世帯応援事業は、先ほどの村長説明のとおり、給付対象者1名当たり5万円を給付する事業となりますが、こちらでは、児童手当の対象となる中学生以下355名分を見込み計上しております。

事項別明細書は19ページから20ページとなります。

4款1項2目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び20ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業は、接種期間の延長によるものとなります。

4款1項4目出産・子育て応援事業は、先ほどの村長説明のとおり、妊娠届出時及び出生届提出時を通じて10万円を支給する事業となります。

事項別明細書21ページをご覧ください。

4款2項3目合併処理浄化槽設置費等補助金事業は、申請件数の増加が見込まれるため、増額をお願いするものとなります。

事項別明細書22ページをご覧ください。

6款1項3目農業振興協議会補助金は、協議会への補助金申請件数が見込みよりも多かったため、増額をお願いするものとなります。

その下の地域おこし協力隊活動事業（就農型）でございます。活動補助金として支出していた住宅の賃貸料、これを明確化するため、科目を分けるものとなります。

事項別明細書24ページをご覧ください。

7款1項2目小口資金融資事業は、令和4年度に新たに借入れされた2件分の保証料及び利子補給金となります。

事項別明細書26ページをご覧ください。

10款1項3目子育て世帯応援事業は、給付対象者1名当たり5万円を給付する事業となります。こちらでは、高校生等90名分を見込み計上しております。

事項別明細書29ページをご覧ください。

10款7項1目給食センター運営事業は、改修に伴い消耗機材類が新たに必要となり、予算に不足を生じたため、増額をお願いするものです。

なお、本補正に係る歳入では、令和3年度の決算により各特別会計の前年度繰越金の計数整理を行い、一般会計への繰入れを行っております。

また、令和3年度からの繰越金の額は1億7,152万3,000円となり、このうち1億円を庁舎建設基金へ積み立てることいたしました。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

陳情書等について

議長（林 昌枝君） 日程第17、陳情書等についてを議題とします。

本日までに受理した陳情書等は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

暫時休憩といたします。

11時に再開いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

議長（林 昌枝君） 再開します。

一般質問

議長（林 昌枝君） 日程第18、一般質問を行います。

後藤明宏君

議長（林 昌枝君） 最初に、1番、後藤明宏議員の発言を許可します。

後藤議員。

〔 1 番 後藤明宏君登壇 〕

1 番（後藤明宏君） 議長に質問の許可をいただきましたので、2 つの質問をさせていただきます。

1 つ目に、高山村でオーガニック宣言を進める中、地域ぐるみで取り組む第一歩として、学校給食のオーガニック率の向上を通しての取組が重要かと思われませんが、村長の考えをお聞かせください。

議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 後藤明宏議員の質問にお答えいたします。

学校給食でのオーガニック食材の利用率の向上でございますが、第3 回定例会におきまして、高山村は県内でも先進的な有機農産物の生産がされており、令和5 年度内のオーガニックビレッジ宣言を発信できるよう取組を進め、今後、道の駅での販売やさとのわでの加工品開発、首都圏での販売促進のほか、オーガニック食品の試験導入を段階的に実施していきたいと答弁させていただきました。

日本では、まだオーガニック食材への関心が薄く、高山村においても理解が薄いのが現状であります。まず、1 人でも多くの村民がオーガニックに関心を持っていただけるように、生産者と村が一体となって考えていくことが必要だと思っております。

学校給食は子供たちの体をつくる大切なもので、健康で充実した学校生活を送るために必要なものであります。集団教育、健康教育の一つであります。

令和3 年度に学校給食では、地場産食材を11%ほど購入しており、そのうち、オーガニック食材としての購入はなかったと聞いております。必要量の安定確保や価格面での問題など、検討しなければならないこともございます。

学校給食センター運営委員会の中で、審議検討していただき、オーガニック給食の試験導入や学校給食試食会などの場を通して、まずは学校や保護者の皆さんにオーガニック食材への理解を深めていただくことから推進していただきたいと考えております。

以上、後藤明宏議員の質問に対する答弁といたします。

議長（林 昌枝君） 1 番、後藤議員。

1 番（後藤明宏君） 2 年前に、学校給食にオーガニック食材をという質問を教育長にいたしました。

安全・安心な学校給食に向け、使用を前向きに検討するとのことでした。地元の農産物の

使用割合が12%程度でしたが、今でも状況は変わりません。オーガニックの検討もなされていないようです。

給食費が無償化になり、給食センターの増改築にてご飯も炊けるようになり、この機会に地域食材とオーガニック食材の取組を進めていただきたいと思います。

議長（林 昌枝君） 引き続きまして、1番、後藤議員、発言を許可いたします。

1番（後藤明宏君） 続きまして、2つ目の質問ですが、現在あらゆる物価値上げの根源に燃料の高騰があります。この状況が続けば、燃料費が以前の1.5倍になる可能性があり、燃料費を抑えるため、まきストーブを入れたい、買い換えたいという声が増えています。

山林に囲まれた高山村はまき燃料の宝庫ですので、その利用と、まきストーブに関する補助金制度を求めます。

議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 2つ目のまきストーブ補助金制度の復活を求むについてでございますが、令和3年第3回定例会9月議会において、令和2年度一般会計決算認定の中で後藤明宏議員から、まきストーブ購入補助事業についてご質問があり、農林課長から答弁させていただきましたが、そのときは、なぜまきストーブ購入補助事業を取りやめるのか、また、まきストーブの利用はSDGs（持続可能な開発目標）の目標13に、気候変動に具体的な対策の地球温暖化対策、二酸化炭素削減に即した事業であり、村民の人からも補助事業の要望もあるので、ぜひ再検討してほしいというものでありました。

今回、コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻等により、あらゆる物価の高騰により、燃料費も相当値上がりをしております。また、燃料費を抑えるために、まきストーブを導入したいという方も増えていると聞いております。

国でも、木材利用の拡大と木質バイオマスエネルギーの利用の拡大は省エネを推進する国の施策であり、また、SDGsの取組も取り組んでいかなければなりませんので、脱炭素の観点から、新規事業として補助できるよう検討していきたいと考えております。

以上、後藤明宏議員の質問への答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） ぜひ、まきストーブの件、進めていただきたいと思います。

それで、戦後、農山村では、都会へ食料とまきや炭などの燃料供給の役目を果たしていました。今では、山林はソーラー発電にて、電気を都会に供給していますが、高山村の76%を

占める山林を活用し、キノコや果物、そして燃料として、たからのやまとして幅広く見直す時期だと考えますので、よろしく願いいたします。

後 藤 肇 君

議長（林 昌枝君） 次に、4番、後藤肇議員の発言を許可します。

4番、後藤議員。

〔4番 後藤 肇君登壇〕

4番（後藤 肇君） 一般質問の機会をいただきましたので、お伺いいたします。

最初に、道の駅中山盆地もさとのわの完成を見て、当初の建物の目的は終了したものと考えます。村内外より多くの人に利用していただき、ますますの充実を図っていくことを願うところでございます。

観光は通年にわたり進めていくものと考え、質問いたします。

たかやま高原牧場についてでございます。

たかやま高原牧場を活用した新規事業の進展状況と、今後、たかやま高原牧場をどのように観光開発していくか、説明をお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 後藤肇議員からのご質問にお答えいたします。

現在、他町村の畜主から繁殖和牛を預かり、放牧料を頂いて、牧夫の方に飼育・管理について委託しておりますが、牧夫の方の年齢のため、後任の牧夫の方を探しておりましたが、なかなか見つからないでいたところでございます。

本年2月に、高崎市に会社がある株式会社環境システムズより、たかやま高原牧場を活用した新規事業の提案があり、その事業は、たかやま高原牧場で羊の飼育や放牧を行い、その飼育の際に出た羊毛などを再利用したり、近年人気上昇している羊の肉の生産・加工などを行い、高山村の新たな特産品の開発に協力をさせてほしいという話を受け、検討してまいりました。

その検討の中で、村内の酪農家の方から意見をお伺いし、現在の繁殖和牛の預かりについては令和5年3月末をもって終了し、令和5年度からは羊の放牧を行っていく方向で、事業

提案をした業者の方と現在話を進めております。

株式会社環境システムズでは、高山村で羊を中心に据えた循環型農耕畜産を展開していく計画があり、羊は飼育しやすく、また何よりも、そのかわいらしい姿と人懐っこさは大きな魅力となっております。観光資源としても生かしていけると考えております。

具体的には、令和5年4月以降、牧場内施設の改修・整備などを行い、整備が整った段階で、現在、旧榛名町にいる羊約80頭を移動し、その後、約50頭ほどの羊を新たに導入し、合わせて約130頭ほどの羊を飼育していく計画で、羊の毛刈り体験や羊の肉を活用した事業展開ができればと考えております。

以上、後藤肇議員の質問への答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤肇議員。

4番（後藤 肇君） 今、交渉中ということで、ぜひ話を進めていただきながら、特に牧場に関しては、オートキャンプ場とか、いろいろな部分の観光施設がございますので、それと併用したような開発をぜひ進めていただいて、多くのお客様に来ていただく方向で、早急にお願ひできればと思います。

以上です。

議長（林 昌枝君） 以上で一般質問を終わります。

休会について

議長（林 昌枝君） お諮りします。議案調査及び審査等のため、12月7日から12月11日までの5日間休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、12月7日から12月11日までの5日間休会とすることに決定しました。

散会の宣告

議長（林 昌枝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次回の本会議は12月12日月曜日午前10時から再開しますので、定刻までにご参集
願います。

大変ご苦労さまでした。

本日はこれで散会します。

散会 午前 11時14分

令和4年12月12日（月曜日）

（ 第 2 号 ）

令和4年第4回高山村議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年12月12日(月)午前10時開議

- 日程第 1 陳情第12号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書について
- 日程第 2 議案第 1号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 2号 高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 3号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 4号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 5号 高山村税条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第 7号 令和4年度高山村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 8 議案第 8号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第 9号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第10号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第11号 令和4年度高山村土地開発事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第12号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第13号 令和4年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第14号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 委員会の閉会中継続調査(審査)申出書について
- 日程第16 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
3番	林和一君	4番	後藤肇君
5番	野上富士夫君	6番	山口英司君
7番	平形眞喜夫君	8番	奈良哲男君
9番	小林進君	10番	林昌枝君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君
会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君	住民課長	小野恵美君
保健みらい 課長	割田信一君	農林課長	平形英俊君
建設課長	飯塚優一郎君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	金井等君		

事務局職員出席者

議会事務局長	小池正浩	書記	林大生
--------	------	----	-----

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから、令和4年第4回高山村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

陳情第12号の上程、報告、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第1、陳情第12号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書についてを議題とします。

本件は、総務文教常任委員会へ審査を付託しております。副委員長の審査結果報告を求めます。

野上議員。

〔総務文教常任副委員長 野上富士夫君登壇〕

総務文教常任副委員長（野上富士夫君） 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書の審査結果報告。

総務常任委員会では、第4回定例会初日に審査を付託された陳情第12号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書について、12月7日、委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

陳情書の提出者は群馬県医療労働組合連合会執行委員長、出浦匠人氏です。

陳情の内容は、1、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師、看護師、介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにもケア労働者の賃上げを支援すること。2、医療や介護現場における夜勤交代制労働に関わる労働環境を抜本的に改善すること。3、新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。4、患者、利用者の負担を軽減すること。以上の4項目について、地方自治法第99条に基づく意見書を決議して

ほしいというものでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない医療崩壊や、介護を受けたくても受けられない介護崩壊が現実問題となっております。また、医療や介護に携わる人たちの労働環境は人手不足や長時間労働、低賃金等過酷なものがあります。誰もが安心して利用できる医療や介護の実現には必要な人員体制の確保、看護師やケア労働者の処遇改善が必要であると思われまます。しかし、陳情4項目の実現には多額の費用を要するものであり、陳情の趣旨は理解できますが、財源の裏づけのない政策の実現は困難と思われまます。

よって、本陳情書の審査結果は全会一致で趣旨採択と決定いたしました。議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます、陳情第12号に対する付託陳情書審査結果報告といたします。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めまます。

これから、陳情第12号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書についてを採決まます。

この陳情に対する副委員長報告は、趣旨採択です。この陳情は副委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、陳情第12号は副委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定まました。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第2、議案第1号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とまます。

本件は、12月6日に上程され、議案調査とまっています。

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第3、議案第2号 高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、12月6日に上程され、議案調査となっています。

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第4、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、12月6日に上程され、議案調査となっています。

これから、質疑を行います。

奈良議員。

8番（奈良哲男君） 先ほど1号、2号は可決したんですが、今回のベースアップになる人件費の総額はどのくらいになるのか、教えていただきたいと思います。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（後藤 好君） お答えいたします。

今回の給与改定に伴う増額分ということでございます。職員の改定分だけで見ますと284万円の増ということになります。これは職員のみでございます。特別職を含めると333万円の増ということでございます。

ただし、今回の補正については、その他の異動分も含まれております。今回の補正の人件費の総額、増ということになりますが、115万5,000円の増ということになってございます。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第5、議案第4号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、12月6日に上程され、議案調査となっています。

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第6、議案第5号 高山村税条例等の一部改正についてを議題とします。

本件は、12月6日に上程され、議案調査となっています。

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第5号 高山村税条例等の一部改正についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第7号～議案第14号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第7、議案第7号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第6号）から日程第14、議案第14号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第2号）までの8議案を議題とします。

本件は、12月6日に一括上程され、議案調査となっています。

これから、質疑を行います。

最初に、議案第7号について質疑を行います。

なお、質疑の際にはページ及び事業名称など、質問箇所を明示してから願います。

4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） そうしますと、ページでいきますと17ページになるかと思えます。障害児等通所費用のところ、110万円とあるわけですけれども、この人数とか通院されているところの場所等分かれば教えていただきたいかなと思えます。

議長（林 昌枝君） みらい課長。

保健みらい課長（割田信一君） 後藤肇議員のご質問にお答えいたします。

障害児の通所費給付事業110万円の増額補正をお願いするものでありますが、みなかみ町にある放課後デイといった施設に1名の方が新たに通所するというので、この方の分だということでございます。

4番（後藤 肇君） はい、分かりました。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

7番、平形議員。

7番（平形眞喜夫君） 30ページの庁舎建設等基金積立てについてお伺いいたします。

今年度は1億円積んでいるんですけれども、あのときには4億5,000万ってなったんですけれども、最終的な目標といえはおかしいですけれども、幾らぐらいまでを積み立てて、なおかつ、それまでには土地の選定とかそっちのほうが先だと思うんですけれども、どのようなことを考えているんですか。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（後藤 好君） 平形議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

庁舎建設基金積立金、今回1億円積み足すという予定でございます。こちらにつきましては、平成29年に役場庁舎の耐震診断を行いまして、そのときに4段階A、B、C、DとあるうちのDランク、一番下に位置づけられたというか、一番下という結果が出ております。これにより、役場庁舎の整備をしなければならないということになりまして、その後、いろいろと検討を重ねてきているところでございます。30年以降、基金を設立いたしまして、毎年、少しずつ積み立てているといったところでございます。

現在は庁舎の整備方法というんですか。それについては改修なり新築するなりいろいろございます。今のところは新築の方向で考えていきたいということで考えております。最終的な目標ということでございますけれども、他町村においても同じような理由により、庁舎の建て替えがされている実態がございます。そちらを参考にしますと、庁舎だけのおおむね12億から15億ぐらいの金額が各町村出ているようでございます。高山村についても同じような額はかかるのではないかと。新築移転の場合なんです、かかるのではないかとということで考えております。

その費用についてなんですが、こちらにつきましては、過疎債であるとか有利な財源というものが見込めません。全てが一般財源によって建設をしなければならないものでございますので、これを一遍に捻出するのは非常に困難であるということで、徐々に徐々に積み立てて、この資金に充てたいということでございます。

最終的な整備方針が決まっていない今ですので、最終的にどこまで積み立てるというのははっきりしたものはございません。ただ、今回の1億円につきましては、昨年度の繰越金が1億8,000万ぐらいありました。この繰越金のうちの半分は基金に積み立てなければならないというルールがございます。おおむね8,000万から9,000万ぐらいになろうかと思えますけれども、これを財政調整基金に入れておくのも一つの手かとは思いますが、建設、また整備をする目的というか整備をするということは決まっていると認識しております。少し

でもそちらの費用に充てたいということで建設基金のほうに回して積み立てたということでございます。

ただ、この1億円の積立てによりまして、基金の総額、これをお認めいただければ、総額で今のところ4億5,000万、利子は別になります、4億5,000万積立てが完了するということになります。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山口議員。

6番（山口英司君） 電気料について、お聞きいたします。ですので、どのページとかということではなく全体的なものになると思います。

今回の電気料の増額補正、増額分につきましては役場庁舎が70万、保健福祉センター173万、小学校138万、中学校104万4,000、こども園40万、いぶき会館130万。大きいところなんですけれども、一般会計、トータルしますと660万6,000円ぐらいの増額になるわけなんですけれども、これをどう考えるかというところだと思ってしまうんですけれども、一口に言えば節電、節約してください。電気、無駄遣いはやめましょうということになると思ってしまうんですけれども、コロナ禍でありますので、幼小中、この辺におきましても、特に換気対策、そういったことも必要になるかと思えます。節電ばかり言って健康を害してはいけないと、こういうことも考えられると思ってしまうんですけれども、この点について、総務課長、どのように考えているか。大まかなんですけれども、お願いいたします。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（後藤 好君） 山口議員からのお尋ねでございます。

高騰する電気料をいかにするかというようなことであろうかと思えます。まずは節電をしていくということに尽きるであろうと思えます。ただ、今までも大分節電は進めてきているところがございますので、なかなか目に見えるような節電効果というのが期待ができないのではないかと考えております。

それと、山口議員がおっしゃるように、最近のコロナ禍であるとかそういったこともございます。むやみやたらに節電をして健康を害するようなことがあっては本末転倒であろうかと思えます。できる限りということにはなってしまうんですけれども、そういった形で節約をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、電気料については近年、毎年、入札ということで業者を設定しております。そ

れも引き続き行いまして、できるだけ安く供給ができることを求めていきたいというふう
に考えております。

以上です。

議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

6番（山口英司君） できることと言えば、まず電球ですか。LEDにまだ替えてない部分
については、これは替えれば、その分かった分、長年で見れば元が取れるというふうなこ
とでありますので、そういったこともやっていただきたいと思います。こういう点について
は議会としても協力したいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、大きなことと言えば、代替エネルギーとこういったことになると思うんですが、太
陽光発電、小水力、それからバイオマス発電等いろいろ考えられると思います。村としてで
きること、今後取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

3番、林議員。

3番（林 和一君） 先ほど平形議員からの質疑がございました。30ページ、13款諸支出
金、1項1目基金積立金、庁舎建設等基金積立金について重ねての質問を行いたいと思いま
す。

令和3年度決算時において、庁舎建設等基金積立金の残高は3億5,000万円ほどになって
いるということは承知をしております。今回、1億円の積み増しをしていますけれども、こ
の主な財源は繰越金であると思われるけれども、年度途中のこのタイミングでの当該基
金への積み増しする理由がございまして、今後、不足を生じたというような場合に、その財源
とすると財調の取り崩ししかないという状況が考えられます。この内容について説明をお願
いいたします。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（後藤 好君） お答えします。

タイミングというんですか。この時期に1億円積み増し、そのタイミングはいかがかとい
うことでございまして、9月の議会におきまして決算の認定をいただき
ました。この決算によりまして、昨年度から今年度への繰越額が確定したということでご
ざいまして、その繰越額は1億7,152万3,000円ということで確定をされました。先ほどもち
よっと申し上げたんですが、このうち半分については基金に積み立てるというルールがござ

います。そうしますと、約1億8,000万ですから、9,000万ぐらいは積み立てなければならぬということになってまいります。これを財政調整基金に繰り入れてもそれは問題ないと思うんですが、先にそういった整備が予定されている目的基金がありますので、その目的基金に積み立てて活用していきたいということで、1,000万を増やして1億円、今回、積み立てたいということでございます。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

次に、議案第8号から議案第14号までの7議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には会計名、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第7号、議案第14号までの8議案についてを一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案ごとに採決を行います。

最初に、議案第7号 令和4年度高山村一般補正会計予算（第6号）を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決

します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和4年度高山介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和4年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和4年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

議長（林 昌枝君） 日程第15、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題とします。

お諮りします。申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

議員派遣について

議長（林 昌枝君） 日程第16、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおりに派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおりに派遣することに決定しました。

閉会の宣告

議長（林 昌枝君） これで本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期7日間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和4年第4回高山村議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員